

南知多町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年南知多町規則第32号）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 4月 5日

南知多町長 石 黒 和 彦

南知多町規則第 9 号

南知多町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

南知多町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年南知多町規則第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。